JAPAN SPORT COUNCIL

NEWS RELEASE

スポーツくじ WINNER toto BIG

報道関係各位

令和7年5月22日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

スポーツくじの取扱いについて

（5月22日19時00分時点）

スポーツくじについては、以下の指定競技会の結果が B.LEAGUE により決定されました。

【指定競技会】
りそなグループ B.LEAGUE 2024-25 B2 リーグ戦
りそなグループ B2 プレーオフ 2024-25

【当該競技会の結果】
りそなグループ B.LEAGUE 2024-25 SEASON B2 年間優勝：アルティーリ千葉 / 富山グラウジーズ
りそなグループ B2 PLAYOFFS FINALS 2024-25 優勝：アルティーリ千葉 / 富山グラウジーズ

（※詳細は B.LEAGUE からの発表をご確認ください。）

つきましては、その決定を踏まえまして、次のとおり取り扱います。

・第37回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝予想）

・第42回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝・準優勝予想）

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、第3項、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第7条第2項第4号に基づき、**当該指定競技会に係る第37回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝予想）及び第42回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝・準優勝予想）は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。**

返還方法その他詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

お客様がお買い上げになりましたスポーツくじチケットにつきましては、返還の際に必要となりますので、保管くださいますようお願いいたします。

【参考】

〇スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抄）

（スポーツ振興投票券の発売の特例）

第１７条　指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

３　センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

〇スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（抄）

（法第１７条第１項の文部科学省令で定める数及び事由）

第７条

２　法第１７条第１項の文部科学省令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

四　センターが、第３条第２項の規定により公示したスポーツ振興投票券の発売開始から払戻金の交付を開始するまでの間に、機構からの通知又は指定組織が公表し、若しくは照会に応じて回答した情報に基づき、指定試合の結果等又は特定指定試合の結果等が、同項の規定によりセンターが公示した投票の種類のいずれにも合致しないことを確認したとき。